

# 答 申 書

(答申第30号)

令和3年12月23日

福井市情報公開審査会

答 申

(第30号)

第1 審査会の結論

審査請求人が行った「福井市内市道の道路幅員の出自に係る文書」の公文書開示請求に対し、福井市長（以下「実施機関」という。）がこれを非開示とした決定は、妥当である。

第2 審査請求人の主張の要旨

1 審査請求の趣旨

実施機関が、令和3年5月27日付け監第1107号で審査請求人に対して行った公文書非開示決定処分について、これを取り消し、本件公文書の全部開示をするとの裁決を求める。

2 審査請求の理由の要旨

審査請求人が、審査請求書及び福井市情報公開審査会（以下「審査会」という。）で行った口頭による意見の陳述において主張する審査請求の理由の要旨は、次のとおりである。

- (1) 市道〇〇号線と銘名された道路について、道路測定基図によると道路幅員が〇〇番地付近は407cm、〇〇番地付近は420cmと明記されており、市道としての要件を満たしていることを明示しているが、周辺の個人所有地から市道用地としての提供（貸付）がなされている事実が何ら明示・明記されていないため、ここに審査請求をするものである。
- (2) 昭和55年の道路拡幅時に分筆登記がなされなかった事実がある。当該市道を挟んで向かい合う土地、私が所有する2筆及び反対側の2筆について、登記簿謄本の閲覧等により昭和23年時点からいずれも面積が変わっていない事実を確認したため、審査会の御判断をいただきたい。
- (3) 私は昭和55年に当時の自治会長から懇願され、嫌々ながら土地を提供した経緯があるため、当時の書類は何も残っていないが、土地を提供した自信をもっている。しかし、平成26年に福井市監理課が作成した現場立会い報告書という文書において、私は土地をまったく出していないことにされている。同年、福井市資産税課に対し固定資産税の異議申立をしたときには、その文書を根拠として棄却された。
- (4) 道路幅員の根拠となる資料について、過去にも開示請求を複数回行ったが、今回の審査請求にあたり添付資料として提出した道路測定基図以外には開示さ

れなかった。先に述べた平成26年の現場立会い報告書には、立会者として道路拡幅工事を施工した業者の名前までも含めた詳細な内容が書かれているのに、その道路の幅員についての資料はどうして開示できないのか。

- (5) 要は、私が土地を出しているにも関わらずどうして分筆をしないのか、という話に尽きる。拡幅の時点で分筆登記が行われてさえいれば、このような事態にはならなかった。1mもなかったはずの赤道が4m以上に拡幅され、差引3mの土地がどのように提供されたかを明らかにしたく、適正な御判断をいただきたい。

### 第3 実施機関の説明の要旨

#### 1 事実関係の経過について

令和3年5月14日に審査請求人が来庁し、公文書開示請求書が提出された。その後、令和3年5月27日付け公文書非開示決定に対し、審査請求人から令和3年5月28日に公文書開示審査請求書が提出された。

#### 2 非開示決定の理由について

実施機関が、弁明書及び審査会での意見陳述において述べている説明の要旨は、次のとおりである。

- (1) 今回の審査請求の内容は、市道〇〇号線のうち、〇〇番地、〇〇番地及び〇〇番地、〇〇番地付近の市道が現在の幅員（4.07m～4.2m）になった経緯の分かる文書の開示を求めるものである。
- (2) 当該路線は拡幅工事により現在の幅員になったと推察されるため、拡幅工事の際の文書が残っていれば、経緯が判明すると思われる。当該路線は昭和38年に〇〇町が福井市に編入され、昭和39年に市道〇〇号線として市道認定された。その後、昭和58年度の市道再編成により市道〇〇号線と改称され、昭和61年に区域の決定が行われた。その際の路線の幅員は3.2m～7.2mと記録されており、現在の幅員と一致する。よって、拡幅工事が行われたのは昭和61年以前ということになるが、道路工事の文書保存年限は国庫補助事業で10年、市単独事業で5年であるため、関係文書は既に廃棄されており、存在しない。
- (3) また、市道に用地を提供している場合、土地所有者が「潰れ地承諾書」を提出している場合がある。この文書は法令等に規定のない文書ではあるが、固定資産税の減免にも使用されるため、道路工事の文書とともに廃棄はせずに保存している。ただし、保存されているのは昭和46年度以降のものであり、それ

以前のものは存在しない。保存されている昭和46年度以降の潰れ地承諾書を確認したが、当該箇所に係る潰れ地承諾書は存在しなかった。

- (4) それ以外の文書で、道路幅員や形状の変遷が分かるものとしては、道路台帳付属の測定基図（市道の形状や延長・幅員等を図面上で表したもの）が考えられる。道路台帳は平成18年度に電子化され、道路の新設や改良・拡幅工事等を行った箇所については、毎年測定基図のデータ更新を行っている。電子化以降の年度ごとの測定基図についてはデータで保存しているが、電算化以前については、年度ごとの測定基図は保存していない。当該路線が拡幅されたのは電算化以前であるので、拡幅前の測定基図は存在しない。
- (5) 以上のことから、当該文書が存在していないため、公文書非開示処分を行った。
- (6) 因みに、周辺住民の証言や、〇〇町内にある他の路線に関する潰れ承諾書等により、当該路線については昭和46～54年度頃にかけて施工されていると判明しているため、概ねこの頃の施工と推測はできるが、年の特定まではできていない。
- (7) なお、通常、市が道路の拡幅を行う場合は、測量の上で用地買収や土地の分筆を行い、福井市名義への所有権移転登記を行うが、地元から拡幅の要望が寄せられた場合は、地元から土地の提供を受けた上で市が施工することとしている。この場合は、土地所有者側で分筆を行った上で市への寄付及び所有権移転を行ってもらうのが正式な流れだが、分筆や登記には費用がかかるため、潰れ地承諾書を提出してもらうよう土地所有者に対し交渉している場合もある。
- (8) 現在はこれらの寄付又は潰れ地承諾書のどちらかに基づいて工事を行っているが、当該路線については潰れ地承諾書が存在せず、過去どのようにして土地が提供されていたかも不明である。

#### 第4 審査会の判断

##### 1 本件文書の特定について

審査請求人は、要旨、市道〇〇号線が現在の幅員になった際、〇〇番地、〇〇番地及び〇〇番地、〇〇番地付近においては、どの土地が当該道路の用地に提供されたかが明らかとなる文書の開示を求めるところ、審査請求人及び実施機関の双方の主張を踏まえると、審査請求人が行った公文書開示請求に対応する文書としては、(1)当該市道の拡幅工事に関する書類、(2)当該拡幅のための用地提供等に関する書類の2種類であると認められる。

## 2 本件文書の有無について

実施機関は、1で特定した2種類の書類のうち、前者にあたる拡幅工事関係書類については保存年限を経過しており現存せず、後者としては、固定資産税の減免を行う際に提供された潰れ地承諾書が考えられるが、そのような文書は存在しない旨主張する。

当該路線は、昭和58年度の市道再編成により市道〇〇号線と改称され、昭和61年に区域の決定が行われたものであり、その際の路線の幅員は3.2m～7.2mと記録されている。この復員に関する記録は、現在の幅員と一致するものであるから、拡幅工事は昭和61年以前には完了していたと推認できる。道路工事の文書保存年限は国庫補助事業で10年、市単独事業で5年であるところ、拡張工事が、遅くとも昭和61年には完了していたことからすれば、拡幅工事関係書類は、保存期間が経過し、破棄により現存しないと主張は不合理ではなく、当該文書は存在しないというほかない。

次に、潰れ地承諾書であるが、潰れ地承諾書は、固定資産税の減免の根拠ともなりうる書類であるため、道路工事の文書とともに廃棄はせずに保存されており、少なくとも昭和46年以降のものについては、全件が廃棄されずに、データベース化されて保管されているものと認められる。審査請求人によれば、審査請求人が土地を提供したとするのは、昭和55年ころのことである。したがって、もし、審査請求人が開示を求める潰れ地承諾書が存在するとすれば、前記データベースで管理されているはずである。そして、前記データベースは、大字名での検索が可能なところ、「〇〇町」で検索を行うと、8件の検索結果が存在するが、審査請求人の求める土地は、この検索結果には含まれておらず、当該文書は、存在しないというほかない。

## 3 結論

以上のことから、本件文書については不存在と認められ、当審査会は頭書のごとく結論する。

なお、審査請求人には、市道のために土地を提供したにもかかわらず、固定資産税の減免措置が取られていないことへの不満が根底にあるように思料される。当審査会は、真実、審査請求人の土地が市道のために提供されたか否かを判断する立場にはないが、仮に、審査請求人の主張が真実であるとすれば、同じく市道に土地を提供しながら、固定資産税の減免措置を受ける者とそうでない者がいることとなり、課税の公平性を害していることになるから、できる限りこれが解消されることが望ましいことはいうまでもない。

実施機関は一連の関係書類、とりわけ潰れ地承諾書について、その重要性を十分に認識しており、少なくとも現在においてはその取得や取得後の管理についても徹底している姿勢が見受けられ、この点は、評価できるところではあるが、それでもなお、このような不公平が生じていることを認識すべきであろう。

実施機関によれば、福井市監理課が地元からの要望に基づき行う測量調査事業があり、審査請求人に対しても案内しているとのことだが、その活用にまでは至っていないという。また、福井市資産税課において、個別確認により公共の用に供する固定資産と認められたものに対する減免等もあるという。

このため、当審査会としては、審査請求人と実施機関の間に信頼関係を構築の上、双方の意見交換などを通じ、これら制度の活用等により早期の問題解決が実現することを切に希望する。

令和3年12月23日

福井市情報公開審査会

会長 安藤 健

【 審 査 会 の 経 過 】

年月日	審査の経過
令和3年 7月 7日	諮問書受理（実施機関 福井市長）
令和3年 8月 27日	第1回目審査会 （審査請求人及び実施機関意見陳述、審議）
令和3年12月10日	第2回目審査会（審議、答申案検討）
令和3年12月23日	答申

【福井市情報公開審査会委員】

氏 名	現 職	備 考
安 藤 健	弁護士	会長
池 田 岳 史	福井工業大学教授	会長職務代理者
岩 本 好 文	行政経験者	
島 川 由美子	福井男女共同参画ネットワーク理事	
坪 川 貞 子	社会保険労務士	

（氏名は、五十音順）